

# ❖ 平成24年著作権法改正の解説 ❖

文化庁長官官房著作権課



近年、スマートフォン等をはじめとするデジタル機器やインターネットの普及により、情報化が急速に進展する中、学校教育等の現場や日常生活において著作物等を創作・利用する機会が格段に増えています。こうした情報化の進展に伴い、知的財産の保護等の情報モラルやコンピュータ等の情報手段を活用するための学習活動など、情報教育の充実が求められているところです。

このような状況の中、「著作権法の一部を改正する法律」が、平成24年6月20日に成立し、同月27日に公布されました。今回の改正は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の利用態様が多様化しているとともに、著作物等の違法利用・違法流通が広がっていることから、著作物等の利用の円滑化を図りつつ、著作権等の適切な保護を図るため、必要な改正を行うものであり、視聴覚教育と関連の深い内容となっています。

主な改正内容としては、(1)いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備(図1の1①)、(2)国立国会図書館による図書館資料のインターネット送信(自動公衆送信)等に係る規定の整備(図1の1②)、(3)公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」といいます。)等に基づく利用に係る規定の整備(図1の1③)、(4)著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備(図1の2①)、(5)違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備(図1の2②)の5点となっています。

このうち、(1)から(4)までについては、文化審議会著作権分科会報告書(平成23年1月)等を踏まえた内容となっています。また、(1)及び(2)については平成25年1月1日から、(3)から(5)までに

ついては平成24年10月1日から施行されます。

これらの規定の概要は次のとおりです。

## (1)いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備

デジタル化・ネットワーク化の進展等を背景に、著作物等の利用形態が飛躍的に多様化しています。こうした中、著作物等の利用の円滑化を図るため、以下の①から④のように、通常著作権者の利益を不当に害するものではないものの、著作権侵害に問われるおそれがあるものについて、著作権者の許諾を得なくても利用することができることを明確にしました。

### ①付随対象著作物の利用(第30条の2)

著作物の創作や利用に際しては、写真撮影やビデオ収録の際、背景に著作物であるキャラクターが写り込んでしまうといったことや、キャラクターが写り込んだ写真等をブログ等に掲載するといったことが行われています。こうした写り込んでしまった著作物の利用は、通常著作権者の利益を不当に害するものではありませんが、著作権侵害に問われるおそれがありました。

このため、写真の撮影等の方法によって著作物を創作するに当たり、当該著作物(写真等著作物)に係る撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる事物等に係る他の著作物(付随対象著作物)は、当該創作に伴って複製又は翻案することができることとしました(第1項)。

また、複製又は翻案された付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用することができることとしました(第2項)。

図1・著作権法の一部を改正する法律の概要

**改正の趣旨**

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、(1)著作物の利用態様の多様化等が進む一方、(2)著作物の違法利用・違法流通が常態化している中、以下のとおり規定を整備。

- (1)の観点から、著作物等の利用を円滑化するため、いわゆる「写り込み」等に係る規定等を整備。
- (2)の観点から、著作権等の実効性確保のため、技術的保護手段に係る規定等を整備。

**改正の概要**

**1. 著作権等の制限規定の改正（著作物の利用の円滑化）**

**①いわゆる「写り込み」（付随対象著作物としての利用）等に係る規定の整備**

下記の著作物の一定の利用行為につき、著作権等の侵害にならないとする規定を整備。

- ・付随対象著作物としての利用（第30条の2関係）  
 (例) 写真撮影等において本来の対象以外の著作物が付随して対象となる、いわゆる「写り込み」
- ・許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用（第30条の3関係）  
 (例) 許諾前の資料の作成
- ・技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4関係）  
 (例) 録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等
- ・情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（第47条の9関係）  
 (例) サーバ内で行われるインターネット上の各種複製

**②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備**

国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとする。とともに、図書館等は、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができることとする。

**③公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備**

国立公文書館の長等は、公文書等の管理に関する法律等の規定により、著作物等を公衆に提供すること等を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を利用できることとする。

**2. 著作権等の保護の強化**

**①著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備**

現行法上、著作権等の技術的保護手段の対象となっている保護技術（VHSなどに用いられている「信号付加方式」の技術。）に加え、新たに、暗号型技術（DVDなどに用いられている技術）についても技術的保護手段として位置づけ、その回避を規制するための規定を整備。

**②違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備（内閣提出法案に対する修正）**

私的使用の目的で、有償で提供等されている音楽・映像の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行う録音・録画を、自らその事実を知りながら行うこと（違法ダウンロード）により、著作権等を侵害する行為について罰則を設ける等の規定を整備。

施行期日：平成25年1月1日（1③、2については平成24年10月1日、2②に関して国民に対する啓発等について定めた附則の規定については公布日（平成24年6月27日））

**②検討の過程における利用（第30条の3）**

著作物の利用行為として、例えば、企業がキャラクター商品を企画するに当たり、そのキャラクターの著作権者の許諾を得る前に、企画書等にキャラクターを掲載する行為が行われています。こうした著作権者の許諾を得ることを前提とした行為は、通常著作権者の利益を不当に害するものではありませんが、著作権侵害に問われるおそれがありました。

このため、著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの

利用についての検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとしました。

**③技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）**

録画機器などの著作物の利用を目的とした機器の開発などの際には著作物の利用が広範に行われており、例えば、企業が録画機器を開発するに当たって、実際に音楽や映画等の著作物を素材とし

て録音又は録画するといった行為が行われています。こうした行為は、通常著作権者の利益を不当に害するものではありませんが、著作権侵害に問われるおそれがありました。

このため、公表された著作物は、著作物の録音・録画等の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとしました。

#### ④情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（第47条の9）

デジタル化・ネットワーク化の進展は、著作物の利用の飛躍的な多様化をもたらしており、例えば、クラウドサービス等の各種インターネットサービス等においては、データの処理速度を速めるという目的で、サーバーにおいてデータを大量複製するといった行為が行われています。こうした行為は、通常著作権者の利益を不当に害するものではありませんが、著作権侵害に問われるおそれがありました。

このため、著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報提供する場合であって、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案ができることとしました。

なお、①から④までについては、著作物の利用のみならず、実演、レコード、放送又は有線放送の利用についても同様に、著作隣接権者の許諾を得なくても利用することができることとなります（第102条第1項）。

#### (2)国立国会図書館による図書館資料のインターネット送信等に係る規定の整備（第31条第3項）

平成21年の著作権法改正により新設された第31条第2項の規定に基づき、国立国会図書館では、所蔵資料のデジタル化が積極的に進められています。広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備するためには、国立国会図書館によりデジタル化された資料を有効活用し、広く国民が利用できるようにすることが重要です。

このため、第31条第3項を新設し、国立国会図書館は、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下「絶版等資料」といいます。）に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うことができることとしました（同条第3項前段）。

また、国立国会図書館から絶版等資料に係る著作物のインターネット送信を受けた図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、インターネット送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができることとしました（同条第3項後段）。

#### (3)公文書管理法等に基づく利用に係る規定の整備

公文書管理法は、国立公文書館等に移管された歴史公文書等について、国立公文書館等の長に対して、①適切な記録媒体により永久保存すること、また、②国民からの利用請求があった場合には、一定の場合を除いて写しの交付等によって利用させなければならないこととされています。この歴史公文書等の中には著作物が含まれていることから、公文書管理法が円滑に運用されるよう、一定の場合に著作者人格権や著作権との調整規定を設けることとしました。

具体的には、国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長（以下「国立公文書館等の長等」といいます。）は、公文書管理法の規定又は公文書管理条例の規定（以下「公文書管理法等の規定」といいます。）により歴史公文書等を永久保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物等を複製することができることとしました（第42条の3第1項）。

また、国立公文書館等の長等は、公文書管理法等の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を利用すること（例えば、写しの交付等）ができることとしました（同

条第2項)。

併せて、著作者人格権についての調整規定として、著作者が行政機関等に提供した未公表著作物に係る歴史公文書等が国立公文書館等若しくは地方公文書館等に移管された場合、又は著作者が未公表著作物を国立公文書館等に提供した場合には、国立公文書館等の長等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて著作者は同意したものとみなすこととしました(第18条第3項)。

また、国立公文書館等の長等が、一定の情報に係る未公表著作物を公文書管理法等の規定により公衆に提供し、又は提示するときは、著作者の公表権を及ぼさないこととし(同条第4項)、国立公文書館等の長等が、公衆に提供し、又は提示する著作物等につき既にその著作者又は実演家が表示しているところから従って著作者名又は実演家名を表示するときは、著作者又は実演家の氏名表示権を及ぼさないこととしました(第19条第4項第3号及び第90条の2第4項第3号)。

#### (4)著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、違法複製されたコンテンツがインターネット上にあふれるなど、著作物等の違法利用が常態化している一方で、違法利用全体の捕捉、摘発が現実的には難しく、権利の実効性の低下が指摘されています。こうした中、著作物の違法複製・違法流通による利用を防ぐためにも、著作物等のコンテンツの保護技術は、著作権者等が対価を回収する上で必要不可欠な技術となっています。

改正前の著作権法では、VHS等に用いられている信号付加型の著作権保護技術を技術的保護手段の対象として、それを回避するための装置等の公衆への譲渡又は貸与等を規制の対象としています。しかしながら、現在主流となっているDVD等に用いられている暗号型の著作権保護技術は技術的保護手段の対象となっていませんでした。

このため、今回の改正では、技術的保護手段に暗号型の著作権保護技術が対象となるよう、「技術的保護手段」の定義規定(第2条第1項第20号)及び「回避」の定義規定(第30条第1項第3号)を見直すとともに、関係する罰則規定(第120条

の2第1号)について、所要の見直しを行いました。

これにより、DVD等に用いられている暗号型の著作権保護技術を回避するプログラム等を公衆に譲渡又は貸与等を行った者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしました。また、私的使用目的であっても、DVD等に用いられている暗号型の著作権保護技術の回避により可能となった複製(例えば、自分のパソコンに取り込むこと)を、その事実を知りながら行うことも、違法となります(ただし、刑事罰はありません)。

#### (5)違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備 (第119条第3項)

平成21年の著作権法改正により、著作権を侵害するインターネット送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合には、私的使用目的であっても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかしながら、それでもなおインターネット上における違法ファイルの流通による被害が深刻であること等の理由から、国会審議の過程において、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備を内容とする議員修正案が提出され、可決、成立しました。

具体的には、私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権又は著作隣接権を侵害するインターネット送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました(第119条第3項)。

ここで、「有償著作物等」とは、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものを指します。具体的には、CDやDVDとして販売されている音楽作品や映画作品のほか、有料でインターネット配信されている音楽作品や映画作品が挙げられます。また、「その事実を知りながら」とは、「有償で提供又は提示されている著作物等であること」及び「著作権又は著作隣接権を侵害するイン



ターネット送信」であることの両方を知っていることを指し、「その事実を知りながら」という要件を満たさない場合は、刑罰の対象とはなりません。

なお、第119条第3項は親告罪とされており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととされています。

この他、国及び地方公共団体は、国民が違法ダウンロードを行うことにより著作権又は著作隣接権を侵害する行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、国民に対する啓発等の措置を講じなければならないこととされています(附則第7条第1項)。

また、国及び地方公共団体は、あらゆる機会を通じて未成年者が違法ダウンロードを行うことにより著作権又は著作隣接権を侵害する行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて当該行為の防止に

関する教育の充実を図らなければならないこととされています(同条第2項)。

文化庁においては、様々な機会を通じて違法ダウンロードの刑事罰化に係る普及啓発を進めているところであり、例えば、違法ダウンロードの刑事罰化について多く寄せられる質問について、Q & Aを作成し、HPで公表しています(図2)。

さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の運用に当たっては、インターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととされています(附則第9条)。

上記のほか、文化庁HP(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>)において、平成24年著作権法改正の解説や違法ダウンロードの刑事罰化に係るQ & A等を掲載しておりますので、是非ご参照ください。

図2・違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ & A

**Q1** 今回の違法ダウンロード刑事罰化に係る改正の経緯や内容について教えてください。

平成24年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、6月に可決、成立しました。

具体的には、私的使用の目的であっても、有償著作物等(Q2参照)の場合には、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(Q3、Q6参照)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(Q4参照)を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害(Q5参照)した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(平成24年10月1日施行)。

(※)平成21年の著作権法改正により、私的使用の目的であっても、違法にインターネット配信されていることを知りながら、音楽や映像をダウンロード(録音又は録画)することは、刑罰はないものの違法となっています。

なお、この刑事罰の規定は親告罪とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととなっております。

**Q2** 「有償著作物等」とはどういうものなのか教えてください。

有償著作物等とは、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものを指します。

その具体例としては、CDとして販売されていたり、有料でインターネット配信されているような音楽作品や、DVDとして販売されていたり、有料でインターネット配信されているような映画作品が挙げられます。

ドラマ等のテレビ番組については、DVDとして販売されていたり、オンデマンド放送のように有料でインターネット配信されていたりする作品の場合は、有償著作物等に当たりますが、単にテレビで放送されただけで、有償で提供・提示されていない番組は、有償著作物等には当たりません。(もっとも、違法にインターネット配信されているテレビ番組をダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。)

(※)なお、例えば、市販の漫画本を撮影した動画が、刑事罰の対象に当たるとはならないかとの問い合わせがありますが、漫画作品自体が録音・録画された状態で提供されているものではありませんので、有償著作物等には当たりません。

**Q3 適法なインターネット送信かどうかはどのように判別すればよいのでしょうか。**

適法なインターネット送信かどうかを判別する方法として、サイトに「エルマーク」が表示されているかを確認するという方法があります。

「エルマーク」は、一般社団法人日本レコード協会が発行しているマークで、音楽・映像を適法に配信するサイトのトップページや購入ページに表示されていますので、参考にしてください。(なお、「エルマーク」は、レコード会社等との契約によって発行されているもので、「エルマーク」の表示されていないサイトにおいて配信されているコンテンツが、全て違法であるということではありません。)



エルマーク

**Q4 違法に配信されている音楽や映像を視聴するだけで、違法となるのでしょうか。**

違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、録音又は録画が伴いませんので、違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法となるのは、私的使用の目的であっても、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為です。

**Q5 「You Tube」などの動画投稿サイトの閲覧についても、その際にキャッシュが作成されるため、違法になるのですか。**

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

動画投稿サイトにおいては、データをダウンロードしながら再生するという仕組みのものがあ、この場合、動画の閲覧に際して、複製(録音又は録画)が伴うことになります。しかしながら、このような複製(キャッシュ)に関しては、第47条の8(電子計算機における著作物利用に伴う複製)の規定が適用されることにより著作権侵害には該当せず、「著作権又は著作隣接権を侵害した」という要件を満たしません。

**Q6 友人から送信されたメールに添付されていた違法複製の音楽や映像ファイルをダウンロードしたのですが、刑罰の対象になるのでしょうか。**

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、著作権又は著作隣接権を侵害する「自動公衆送信」を受信して行うダウンロードが対象となります。著作権法上、「自動公衆送信」とは、公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として送信を行うこと)のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいい、友人が送信したメールはこれに該当しません。(ただし、音楽や映像をメールに添付して送信する場合、送信者が、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を超えてメールを送ると、音楽や映像のメールへの添付は原則として違法となります。)

**Q7 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるのでしょうか。**

私的使用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、デジタル方式の「録音又は録画」であり、音楽や映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー&ペーストは「録音又は録画」に該当しません。

**Q8 違法ダウンロードを刑事罰化することにより、インターネットを利用する行為が不当に制限されてしまうのではないのでしょうか。**

違法ダウンロードに係る刑事罰については、故意犯のみを処罰の対象としており、「有償著作物等」であること及び「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信」であることを知らない場合には、刑罰の対象とはなりません。

また、この刑事罰は親告罪(第123条)とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととされています。

さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の運用に当たっては、政府及び関係者は、インターネットの利用行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととされています。(改正法の附則第9条や参議院の附帯決議)

これを受け、警察は捜査権の濫用につながらないように配慮するとともに、関係者である権利者団体は、仮に告訴を行うのであれば、事前に然るべき警告を行うなどの配慮が求められると考えられます。

(以上)